

平成30年舞鶴市議会意見交換会報告書

開催日時	平成30年2月3日（土）午後2時から4時まで
開催場所	舞鶴西総合会館 4階 第1会議室
テーマ	舞鶴市議会の取り組みと議会基本条例
参加議員	<p>【説明・回答担当議員（14人）】 今西克己、上野修身、尾関善之、亀井敏郎、岸田圭一郎、桐野正明、小谷繁雄、後野和史、杉島久敏、高橋秀策、林 三弘、水嶋一明、山本治兵衛、和佐谷 寛</p> <p>【意見回収等担当議員（12人）】 石束悦子、伊田悦子、伊藤清美、上羽和幸、肝付隆治、鯛 慶一、田村優樹、西村正之、福村暉史、眞下隆史、松岡茂長、松田弘幸</p>
来場者	30人
内 容	
<p><b>【当日の流れ】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>議会の取り組みと議会基本条例について (高橋議員[議会運営委員会委員長]・岸田議員[議会基本条例ワーキンググループ座長]から別添資料により説明)</li> <li>質問・意見等受付（来場者から質問・意見等を受付[配付した用紙に記入して提出]）</li> <li>質問・意見等に対する回答（提出された質問・意見に対して議員が順次回答）</li> </ol> <hr/> <p><b>【提出された質問・意見等とその回答】</b></p> <p>Q. 議会基本条例は全国的にも多くの自治体で、既に制定されているらしいが、今回制定しようとしている本市の条例の特徴、他市にはない独自の考え方はどのようなものか。</p> <p>A. 議会基本条例は、議会・議員のあるべき姿、目指すべき姿とともに、その実現に向けた理念や基本的事項を定める条例ということで定めたいと考えている。 本市では、議会基本条例には、基本理念を定めることとし、それを実行するために実行計画を策定することとしていることが特徴。4年間を一つのスパンとして、例えば、第19期の舞鶴市議会活動基本計画のように、実行計画に基づいて活動していきたいと考えている。</p> <p>Q. 条例をつくることによって公約や市民との約束が果たせるようになっていくのか。</p> <p>A. 条例のイメージは、国でいうと法律に当たると思う。自治体のルールとして定めるのが条例で、条例にするとランクが少し上がるイメージになると思っていただければ結構かと思う。 例えば、議会基本条例の最たるものは、「市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指す」こと。これを条例に規定することにより市民との約束にする。この条例を市民の皆さんに公開し、活動することにより約束が果たされるものと思っている。</p> <p>Q. インターネット中継の視聴者数はカウントしているか。</p> <p>A. アクセス数はカウントしている。本会議のライブ中継は、毎回二十数名がご覧いただいている状況である。</p>	

- Q. 舞鶴市議会の実況放送を西の市役所で見ましたが参考になった。いつ行うのか前もってPRをしてほしい。**
- A. 市議会だよりや市議会ホームページなどで案内させていただいているが、今後、的確な周知方法を検討していきたい。
- Q. いろいろな議員がいて、いろいろな考え等を持っている議員の中で話し合っ決めておられると思う。合意を形成するということだが、どのように合意形成をしているのか。どうしても合意できないときはどうするのか。**
- A. 合意に向けて議員で話し合いをしている。結論を見出すための話し合いである。どうしても合意できない場合、最終的には多数決で決めることになる。
- Q. 議員の合議制とは。**
- A. 様々な意見を持つ議員の話し合いによって1つの結論を導き出すことは、非常に重要と考えている。合議制による機能の発揮に向けて取り組んでいきたい。
- Q. 監視機能のところで、監視という言葉はあまりにも上から目線ではないか。**
- A. 「監視」というのは、分かりやすい表現ではないかと思っている。適切な言葉があれば改めていきたい。貴重な意見として受け止める。
- Q. 土曜・日曜議会、夜間議会の開催を積極的に行っていただきたい。**
- A. 日曜議会については、平成27年に検討していたが、執行機関側の職員の出席も必要となることなどから、今期（第19期）は行わないこととした。  
平日の傍聴者やインターネットによるアクセス数を増やすため、市議会ホームページや市議会だよりにおいて周知を図っていくこととしているので、御理解いただきたい。
- Q. 市議会だより、FM以外に広報の施策はあるのか。**
- A. 市民の皆さんへは、できるだけいろんなチャンネルで広報に努めていきたい。
- Q. 議会の活動に対する市民の関心が薄いのではないか。**
- A. 意見交換会や議会報告会など、どういう方法でやっていけば、市民の皆さんに浸透していくか今後検討していきたい。  
市議会だより等で市民の皆さんに発信してきたが、それでも足りないということで、今回FMまいづるでもチャンスをいただいた。FMまいづるでも皆さんに報告できる内容を分かりやすく伝えていきたいと思っている。今後、いろいろと検討し、市民の皆さんに幅広く聴いていただけるようにしていきたい。
- Q. 市民への発信は、市議会だより等で丁寧に行っているが、一般市民の意見を言う機会が少ない。**
- A. このような意見交換の場を設けたときには、参加いただいて、いろいろと意見を言っいただきたい。意見交換会や議会報告会など、どのような形で実施していくかについては、いろいろと意見があるので、今後、十分検討していきたい。
- Q. 市民参画における参考人制度について、参考人は、どのように決めているのか。**
- A. 例えば、原子力発電所の問題においては、私たちが日常的な情報収集のみでは判断しにくいため、専門的な話を聞く必要がある。実際、参考人として委員会に呼んで聞いた

ことがある。

委員会で専門的な意見を聴きたいときは、その委員会で参考人を決定する。議会全体で意見を聴く必要があるときは、議会運営委員会で参考人を決定する。

**Q. 市長との関係で、監視及び評価はどのような形で行われているのか。どのような手段で市民に伝えられているのか。**

A. 議員としてできる方法は、代表質問や一般質問、委員会の質問で、市政をただすことが基本となる。その中身や結果を市民に知らせる手段として、市議会だよりの発行、ホームページへの掲載、録画映像の配信などがある。

**Q. 議決事件の拡大は、具体的にどのようなものを考えているのか。**

A. まず、議決とは、議会における意思決定のことで、法律等で予算や決算、条例の制定・改廃など議決が必要とされているものを、議決すべき事件とっている。

このほかにも、議会が必要と認めて議決しなければならない案件を追加することを、「議決事件の拡大」という。

舞鶴市議会では、舞鶴市総合計画とその実行計画を議決すべき事件に追加している。今後も主要な計画等について、議決事件とすべきものがあれば、拡大を検討していきたい。

**Q. 政務活動費は、年間どの程度充てられているのか。また、外国等の視察をされていると聞いているがどうなのか。政務活動費の内容について、公開の現状はどうなのか。**

A. 交付額は、議員一人当たり年間26万円。活動内容は、各会派の考えに沿って計画・実施している。

海外視察に関しては、過去にはあった。フェリー航路で大連との関連やコンテナの搬入など企業誘致に関して視察を実施している。

公開の現状については、市議会ホームページで公開しているので、ご覧いただきたい。

**Q. 定数と報酬については、少なくとも毎回改選の前年度には検討結果を公表することを明記すべきではないか。**

A. 貴重な意見をいただいたので、議会内で十分議論し、しっかりと検討させていただきたい。

**Q. 定数は、適正な数を確保し、多様な社会を反映した議会づくりをしてほしい。**

A. 本当におっしゃるとおりだと思っている。今後、こういう意見を十分に参考にさせていただきたい。

**Q. 議員定数において、市民の意見をどの団体に聞いているのか。**

A. 議員が普段の議員活動の中から聴取したことはもちろんであるが、今回は、議員定数のあり方について、商工会議所、女性団体、自治連合会、若い方の代表として学生などから意見を頂戴して、そのご意見を参考に、議員間で討議を十分に行ったうえで、最終的な結論を出した。

**Q. 図書室は市民にも開放するほか、議員が活用している様子が見える場所に設置すべきではないか。**

A. 議会図書室は、議長が管理しているので、一般の方も議長の許可を得て利用していた

だくことができる。具体的には、議会事務局に申し出てもらって議長が判断する。

議会図書室がある議事堂は、市役所本庁の4階なので見えにくいところにある。庁舎配置の関係上、ほかの場所に移すことは困難と考えるが、貴重な意見として承る。

**Q. 条例の検証・見直しは、少なくとも何年おきに行うのかということをも明記すべきではないか。**

A. 市議会議員一般選挙のあと、任期開始後に、条例の目的に沿って、任期4年間の計画を策定し、実行していくこととしている。20期の議員で、任期のはじめに「こういう活動をしていこう」ということで進めていく。そのときにいろんな意見があったらそれを加味して見直しながらやっていくことになる。

条例の見直しについては、昨年、京都市会も議会基本条例の見直しをしている。本市においても、議会基本条例制定後は検証していく。条例に「何年後に見直しを行うのか」ということを明記することは、貴重な意見として承りたいと思う。

**Q. 市長等に関する監視機能として、議会が定義されているが、市民による議会の監視チェックについては、どのように考えているのか。**

A. 市民による議会の監視というのは、個人的な見解となるが、議員は4年の任期となるので選挙結果に関わってくるし、また、その地域の要望がどのように市政に反映されているかなどによりチェックできると思う。

**Q. 国会で話題の議員年金について、舞鶴市議会ではどのように考えているのか。**

A. 国会議員の年金はなくなり、地方議員も5年前から年金はない。だから市議会議員に年金はない。退職金もない。4年に一度、市民の審判を受けることになるが、ある日突然辞職する場合も考えられる。

議員年金を厚生年金の形で復活するとの考え方もあるが、舞鶴市議会では、今のところその話はしていない。国で議論されれば、議会の方で話をさせていただきたい。国会で決まれば議会も検討を進めることとなる。市民の皆様のご意見もいただければと思っている。

---

### 【会場からの挙手による質問・意見等とその回答】

**Q. 積極的に議会の活動を市議会ホームページや市議会だよりで伝えてもらっているが、市民に身近な話題なのに関心がない。これからどういうふうに進透させていくのか。意見交換会は、もっと小単位で身近にやっていただいてもいいのかなと思う。気軽に普段着で来ていただく場があってもいいと思う。**

相当議論して、議員定数も削減とあった。宮津市は、1000人で1議員となっている。逆に社会が多様化していて、いろんな意見を持った人が議員になっていただくのは良いと思っている。やたらと定数を減らすのはいかがなものかと思う。

報酬44万円は、活動のための資金で、多いと思う。報酬は減らしていただくとして、ある程度覚悟していただく。定数については、例えば、定数が10人になっても、いろんな意見を把握できるのかと思う。

これから人口減で税収が減っていく。その一方で、議員の期末手当が上がっていくのはどうかと思う。

市議会だよりは愛読している。「今回報酬は下がらなかったが、期末手当は上がりましたよ」ということはアピールしてほしい。そして、「議員活動」しますと。こっそりやる

のではなくて、堂々とやっていただきたい。首長の方が力が強いと思うので、議会として積極的に条例をつくるなどして、もっと市政に関わってほしいと思う。

A. 議員定数と報酬については、個人的には、むやみやたらに減らせばいいというものではないと思っている。社会情勢の変化を総合的に鑑みていく必要がある。議員は議員活動の中で、後援会などからの意見を参考にする。加えて意見交換会などで市民の皆さんの意見を聴取して決めている。報酬については、「議員定数を減らしたから報酬を上げよう」ということではない。議員の報酬は、舞鶴市特別職報酬等審議会にも審議いただいている。広報の中で、堂々と皆さんにお知らせすることについては、我々もいただいた意見を参考にさせていただきたい。

Q. 議員定数は、いろんな各層の方がいるので、むやみに減らす必要はない。

市民の意見としては、どうしても働いている方は、議会に関心を向けられないと思う。日曜議会や夕方議会とか、ネットでとか。中々広がりがない。ネットでなくても文字で見たい人もいると思う。この前、パブコメで総合計画の資料をもらったが、小学校単位で議員の皆さんが住民の意見を聞いてほしい。自治会とも連携して取り組んでほしい。

先ほどもあったかもしれないが、政務活動費は、ネットで公開されているのか。市議会だよりに掲載されているのか。全然公開できていないのではないかなと思うが、公明正大な公開をお願いしたい。

A. 議員定数という問題は、いろんな意見を聞いているが、議員活動でやる話と議会活動でやる話とで変わってくる。

個人としては、全体的な話、議員活動としての話、議会活動としての話など、もっときめ細やかに議員活動をしっかりやれというご意見をいただいたと思っており、我々もいろいろな箇所で議員活動をしていきたいと思っている。

政務活動費については、年間1人当たり26万円となっているが、舞鶴市議会の場合は、政務活動費が個人に入ることはない。会派として使用しており、個人での使用ではない。皆さんからいただいた税金から捻出された政務活動費を、個人で使用することはないので安心していただきたい。

---

### 【当日回答できなかった質問・意見等とその回答】

Q. 市民全体の福祉の向上を目指すとするが、「福祉の向上」とは。

A. ここでいう「市民福祉の向上」とは、市民の「幸せ感」や「豊かさ感」の向上である。

Q. ICTの活用とあるが、現状での活用実績や検討した事例は。

A. 舞鶴市議会では、既に、市議会ホームページの開設、会議録検索システムの運用、メールによる情報伝達、本会議のインターネット中継・録画配信、押しボタン式投票、市議会だよりのアプリによる配信などを実施している。

平成28年には、ICT検討委員会を、平成29年からは、ワーキンググループを設置し、議場、各委員会室、各会派の控室を無線LANの環境下におくなど、各種ICTの活用を目指している。

また、クラウド上にデータを保存し、ペーパーレス会議システムによる会議運営を目指し、将来、全議員がタブレット端末等を活用して、議員・議会力のさらなる向上に取り組むほか、情報の発信・共有による開かれた議会の実現を目指している。

Q. 「議会報告会」を小学校単位で実施することを要望する。(議会終了後)

A. 市民との情報共有や多様な意見を把握することを目的としており、どのような開催方法がいいのか、どのような報告方法がいいのか、時期的なものも含めて検討していきたいと考えている。

Q. 「広報」活動は、市議会ホームページやFMまいづる等のツールを活用して、情報発信されているものの、「広聴」活動は、年1回の意見交換会に留まり、少ないように思うが、今後はどのように市民の意見を把握するのか。

A. 広聴の方法として、現段階では、意見交換会の開催により、多様なご意見の把握に努めていきたいと考えているが、意見交換会の開催回数や、そのほかに、より効果的・効率的な方法はないのかなど、詳細な点については、実行計画を立てる際に、ご指摘いただいたことを十分に踏まえ検討していきたいと考えている。

Q. 各町内会や老人会等と議会との意見交換の機会を持ってほしい。各町内会の問題点等について、聞いてもらう場も必要である。

A. 市民との情報共有や多様な意見を把握することを目的としており、どのような方法がより情報共有できるのか、より多くの意見が把握できるのか、検討していきたいと考えている。

Q. 報告会、意見交換会において、市内団体から推薦による参加者だけによるものではなく、この会のような一般者との会も積極的に実施してほしい。

A. 平成25年、27年、28年に開催した意見交換では、「テーマ」を設定し、関係する団体の方々にお集まりいただき、専門的な立場、精通されている立場等からの意見を伺うこととして開催した。

昨年の議員定数についての意見交換では、様々な分野、自治会、老人会、女性、学生、青年の団体から選出いただき、あくまでも個人の立場で参加いただいた。

今回は、議会基本条例に関するものであり、市民の方々の様々なご意見を拝聴するという趣旨から、相手方を限定せずに開催した。

今後も、一般の市民の皆さんに直結するような事案で意見交換会を開催するよう努めていく。

Q. 市議会だよりをいつも見ている。一般質問する議員としない議員の差が大きく平等でない様に思われる。質問しないのはなぜか。

A. 議員は本会議場や委員会で質問という形で、市長や市当局に、市民の目線で行政運営をただしたり、市民の皆さんの意見や願いを、議会質問を通して市に届け、問題提起や政策提言を行うことができる。これを「議会質問」と言う。

すべての議員が平等（一般質問なら40分間）に質問できる機会がある。しかし、議員の義務ではないので、とりたてて質問する必要がないと判断すれば質問しないことになる。その判断は各議員に任されているため、この点で「平等でない」と思われるのだと考える。

質問をするとなれば、市民の皆さんから意見をよく聞いたり、他の自治体の様子を調査したり、法律や条例などの関係を調べたりと、いろいろ用意をしなければならぬ。それが議員としてもとても勉強になることであり、それが政策実現にまで発展すればさらに議員として嬉しいことである。

Q. 市長等による反問権の行使の実績はあるのか。可能であれば、具体的に知りたい。

A. 議会基本条例でうたっている「反問権」は、本会議や委員会、議会運営委員会、特別委員会での議員の質問について、質問の趣旨がはっきりしない場合に、市長等は論点や争点が曖昧にならないようにするため、議長や委員長の許可を得て、質問の趣旨等を確認（反問）ができるとして、限定している。

本会議質問では、あらかじめ質問項目は通告しているが、様々な場面で、質問の趣旨を確認し、質問に沿った答弁になるよう確認されることがある。質問する議員は、その趣旨を明確にして質問に挑まなくてはならない。

**Q. 政策の立案及び提言について、具体的な例を知りたい。**

A. 予算化・事業化された事例などに対して、自らの考え方などを示すことであるが、あわせて議員各個人の監視・チェック能力が問われることになる。

議員として、代表・一般質問などを通じて、自らの考えとして「こうしてはどうか」「こう考えるがどうか」などの形式で問うことになるが、議会においてこうした質問で政策の立案及び提言を行っている事案は少なくない。

なお、本議会においては、2015年12月議会において、議会内での1年の議論を経て、「舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例」（議員提案）が全会一致で提案・可決されている。

**Q. 委員会において、「資料等を公開し」とあるが、どのような方法で公開する考えか。**

A. 委員会において、議員は、詳細な説明資料を添付してもらうことで、しっかりした審議が行えるが、市民の皆さんへの公開方法については、既に、市議会ホームページの「会議資料」に本会議や常任委員会での審議資料を掲載しているほか、市役所本庁1階にある市政情報コーナーでも閲覧することができる。

**Q. 議員の定数などは分かった。経験も豊かな高齢の方もいいが、市も若い人の声を聞き入れてもらうため、議員の年齢制限（例えば65才とか）を決めてはどうか。**

A. 議員の年齢制限については、現在のところ議論する予定はない。

**Q. 期末手当の廃止を。（地方自治法第203条では、条例で定めれば期末手当を支給できるとされており、支給しなければならないとは書いていない。）**

A. ご指摘のとおり、議員に対する期末手当については、地方自治法第203条第3項において、条例で定めるところにより、支給することができることとなっている。

本市においては、「舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を制定し、適正な執行に努めており、今後も適切に対応していく。

**Q. 私の支援する議員は、定期的に議会報告会を開いてわかりやすく報告していただいているが、他の議員も議会報告会を開いているのか。**

A. 議員活動として行われているもので、報告会として開催している議員、少人数でのミニ集会を開催している議員、各団体に出向いて報告している議員など、報告方法や開催回数は個々様々であるが、それぞれ実施しているものと認識している。

**Q. 議員は日頃、どんな活動をしているのか。**

A. 市民の皆さんの多様な意見を的確に把握するよう努めている。各議員、資質向上のため必要に応じ、勉強会を開くなど、国・府の動き、特に市の動きや情報収集を行っている。また、定例会での質問事項や意見書の作成など、議会対応に取り組み、議会の中で

反映させていくよう努力している。

議員は、兼業を認められていることから、一般的・個人的な仕事をしている者もいる。

**Q. 米軍の軽自動車税が減免されると聞いているが、対象の台数、人数、住所を公開しないのはなぜか。**

A. 対象の台数や人数は、市に問い合わせれば答えることができるが、住所や氏名は個人情報に当たり、地方税法における守秘義務の規定に違反するため答えられない。

---

### 【上記のほかにお寄せいただいた意見等】

舞鶴市全体の発展のための市議であって、地域の要望だけの代弁者であってはならない。

各会派としての活動を大切にしながら、議会全体としての取り組みを大切にしてほしい。

議員の高い倫理的な資質と専門的能力のさらなる向上が求められる。市民から尊敬される人材であってほしい。

市議と一般市民との交流が選挙後に一度もなかった。市議より定期的に議会報告会の開示をやるべきと思う。

議員の活動として取り組んでいるが、議会として定例的に開催すべきだと思う。

首長のチェック機関ではあるが、条例の制定は、今回の会のように市民と意見交換することを行い、積極的に行っていただきたい。(市民と共に条例案の作成を)

議員定数の安易な削減は慎重に。現在26議席となったが、これ以上の削減には反対。

議員報酬を引き上げ、議員としての活動に見合った額とすべき。

報酬のあり方を検討され「適当」とされたようであるが、議員の役目を十分果たされていると考えられるのであれば、また活動に必要であれば、遠慮することなく増額されればいいと思う。

よくわかった。がんばってほしいと思う。

議会条例に基づき議員の皆様の活躍を希望する。

良いことが明記されると思うので、これを基本に市政とのつながりを深めていただきたい。

従来から実施されていたことを今回条文化したもので特になし。

西地区の関連する質問などが多くあるときは、西の市役所で議会もやってほしい。

議員の皆さんが一丸となって基本条例制定に取り組まれることに敬意を表す。



市民会館をなくするときは、もっと西住民の意見を聞いてほしかった。

議会するときなど市内移動はバスを使用するなど、公共交通機関の活用で、CO2 排出の削減に寄与してほしい。